

昭和二十三年法律第二十八号

海上保安庁法

第一章 組織

第一条 海上において、人命及び財産を保護し、並びに法律の違反を予防し、捜査し、及び鎮圧するため、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土交通大臣の管理する外局として海上保安庁を置く。

河川の口にある港と河川との境界は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条の規定に基づく政令で定めるとところによる。

第二条 海上保安庁は、法令の海上における航行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務を行うことにより、海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。

從来運輸大臣官房、運輸省海運総局の長官官房、海運局、船舶局及び船員局、海難審判所の理事官、灯台局、水路部並びにその他の行政機関の所掌に属する事務で前項の事務に該当するものは、海上保安庁の所掌に移るものとする。

第三条 削除

第四条 海上保安庁の船舶及び航空機は、航路標識を維持し、水路測量及び海象観測を行い、海上における治安を維持し、遭難船員に援助を与え、又は海難に際し人命及び財産を保護するのに適當な構造、設備及び性能を有する船舶及び航空機でなければならぬ。海上保安庁の旗を掲げなければならない。海上保安庁の航空機は、番号及び他の船舶と明らかに識別し得るような標識を附し、国旗及び海上保安庁の旗を掲げなければならない。

第五条 海上保安庁は、第二条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 法令の海上における航行に関すること。

二 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合における援助に関すること。

三 遺難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に関する制度に関すること。

四 海難の調査（運輸安全委員会及び海難審判所の行うものを除く。）に関すること。

五 船舶交通の障害の除去に関すること。

六 海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行うものの監督に係ること。

七 旅客又は貨物の海上運送に従事する者に対する海上における保安のため必要な監督に関すること。

八 航法及び船舶交通に関する信号に関すること。

九 港則に関すること。

十 船舶交通がふくそうする海域における船舶交通の安全の確保に関すること。

十一 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。）及び海上災害の防止に関すること。

十二 海上における船舶の航行の秩序の維持に関すること。

十三 沿岸水域における巡視警戒に関すること。

十四 海上における暴動及び騒乱の鎮圧に関すること。

十五 海上における犯罪の予防及び鎮圧に関すること。

十六 海上における犯人の捜査及び逮捕に関すること。

十七 留置業務に関すること。

十八 國際捜査共助に関すること。

十九 敷察所及び都道府県警察（以下「警察行政」という。）、税關、検疫所その他の關係行政所との間における協力、共助及び連絡に關すること。

二十 國際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく國際緊急援助活動に関すること。

二十一 水路の測量及び海象の観測に関すること。

二十二 水路図誌及び航空図誌の調製及び供給に関すること。

二十三 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。

二十四 灯台その他の航路標識の建設、保守、運用及び用品に関すること。

二十五 灯台その他の航路標識の附属の設備による氣象の観測及びその通報に関すること。

二十六 海上保安庁以外の者で灯台その他の航路標識の建設、保守又は運用を行つもの監督に係ること。

二十七 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十八 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行ふこと。

二十九 所掌事務を遂行するために使用する船舶及び航空機の建造、維持及び運用に関すること。

三十 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関すること。

三十一 前各号に掲げるもののほか、第二条第一項に規定する事務

三十二 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

三十三 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

三十四 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

三十五 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

三十六 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

三十七 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

三十八 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

三十九 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

四十 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

四十一 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

四十二 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

四十三 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

四十四 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

四十五 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

四十六 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

四十七 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

四十八 所掌事務を遂行するために使用する通信施設の建設、保守及び運用に関する事務

第十四条 海上保安庁に海上保安官及び海上保安官補を置く。

海上保安官及び海上保安官補の階級は、政令でこれを定める。

海上保安官は、上官の命を受け、第二条第一項に規定する事務を掌る。

海上保安官補は、海上保安官の職務を助け、海上保安官がこの法律の定めるところにより法令の励行に関する事務を行ふ場合に、その権限については、当該海上保安官は、第五条第二号に掲げる行政官の當該官吏とみなされ、当該法令の励行に係る事務に關し行政官の制定する規則の適用を受けるものとする。

海上保安官は、第五条第二号に掲げる官吏の當該官吏とみなされ、当該法令の励行に係る事務に關し行政官の制定する規則の適用を受けるものとする。

の法令に定めのあるもののはか、次に掲げる措置を講ずることができる。
 一 船舶の進行を開始させ、停止させ、又はその出発を差し止めること。
 二 航路を変更させ、又は船舶を指定する場所に移動させること。
 三 乗組員、旅客その他船内にある者（以下「乗組員等」という。）を下船させ、又はその下船を制限し、若しくは禁止すること。
 四 積荷を陸揚げさせ、又はその陸揚げを制限し、若しくは禁止すること。
 五 他船又は陸地との交通を制限し、又は禁止すること。
 六 前各号に掲げる措置のほか、海上における人の生命若しくは身体に対する危険又は財産に対する重大な損害を及ぼすおそれがある行為を制止すること。

海上保安官は、船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他の周囲の事情から合理的に判断して、海上における犯罪が行われるこ

とが明らかであると認められる場合その他の海上における公共の秩序が著しく乱されるおそれがあると認められる場合であつて、他に適当な手段がないと認められるときは、前項第一号又は第二号に掲げる措置を講ずることができる。

第十九条 海上保安官及び海上保安官補、その職務を行うため、武器を携帶することができ

る。

第二十条 海上保安官及び海上保安官補の武器の使用については、警察官職務執行法（昭和二十一年法律第二百三十六号）第七条の規定を準用す

る。

前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により武器を使用する場合のほか、第十七条第一項の規定に基づき船舶の進行の停止を繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずなお海上保安官又は海上保安官補の職務の執行に對して抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、海上保安庁長官が当該船舶の外観、航海の態様、乗組員等の異常な挙動その他の周囲の事

情及びこれらに関連する情報から合理的に判断して次の各号のすべてに該当する事態があると認めたときは、海上保安官又は海上保安官補は、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信するに足りる相当な理由のあるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において、武器を使用することができ

る。

前項において準用する警察官職務執行法第七

条の規定により武器を使用する場合のほか、第

十七条第一項の規定に基づき船舶の進行の停止

を繰り返し命じても乗組員等がこれに応ぜずな

く、又は軍隊の機能を営むことを認めるものと

これを解釈してはならない。

第二章 削除

第二十六条 削除

第三章 共助等

第二十七条 海上保安庁及び警察行政庁、税関そ

の他の関係行政庁は、連絡を保たなければなら

ず、又、犯罪の予防若しくは鎮圧又は犯人の搜

査及び逮捕のため必要があると認めるときは、

相互に協議し、且つ、関係職員の派遣その他必

要な協力を求めることができる。

前項の規定による協力を求められた海上保安

庁、警察行政庁、税関その他の関係行政庁は、

目的のみに使用されるものを除く。)と思料

される船舶であつて、かつ、海洋法に関する

国際連合規約第十九条に定めるところによる

無害通航でない航行を我が国の内水又は領海

において現に行つていると認められること

(当該航行に正当な理由がある場合を除く。)

二 当該航行を放置すればこれが将来において

繰り返し行われる蓋然性があると認められる

こと。

三 当該航行が我が国の領域内において死刑又

は無期若しくは長期三年以上の懲役若しく

は禁錮に当たる凶悪な罪(以下「重大凶悪犯

罪」という。)を犯すのに必要な準備のため

行われているのではないかとの疑いを払拭

することができないと認められることがで

きる。

四 当該船舶の進行を停止させて立入検査をす

ることにより知り得べき情報をに基づいて適確

な措置を尽くすのでなければ将来における重

大凶悪犯罪の発生を未然に防止することがで

きないと認められる。

第五条第二項に「警察署、派出所又は駐在

所」とあるのは「海上保安官及び海上保安官補の職務の執行について準用する。この場合において、同法第二条第二項中「警察署、派出所又は駐在所」とあるのは「海上保安官及び海上保安官補の職務の執行について準用する。この場合において、同法第三項中「警察署、派出所若しくは駐在所」とあるのは「海上保安官の施設、船舶又は航空機」と、同条第三項中「警察署、派出所若しくは駐在所」とあるのは「海上保安官の施設、船舶若しくは航空機」と読み替えるものとする。

第六条第三項に規定する標識若しくは海上保安官の指揮監督を受け、港則に關する法令に規定する事務を掌る。

第二十二条 削除

第二十三条 海上保安庁の職員の服務に関する規

則は、国家公務員に関する法令に触れない範囲

内での、国土交通大臣が、これを定める。

第二十四条 航路標識を維持し、密貿易を防止

から港長を命ずる。

港長は、海上保安庁長官の指揮監督を受け、

港則に關する法令に規定する事務を掌る。

第二十五条 削除

この法律のいかなる規定も海上保安

庁の任務遂行に支障を生じない限度に

おいて、その船舶又は航空機の乗組員たる海上

保安官の職員に、国際平和協力業務を行わせ、

及び輸送の委託を受けてこれを実施させること

ができる。

第四章 補則

第二十九条 海上保安庁長官は、その職權(第二

十条第二項に規定するものを除く。)の一部を

所部の職員に委任することができる。

第三十条 海上保安庁長官に事故のあるとき、又

は、海上保安庁長官が欠けたときは、海上保安

順序により、臨時に海上保安庁長官の職務を行

う。

第三十一条 海上保安官及び海上保安官補は、海

上における犯罪について、海上保安庁長官の定

めるところにより、刑事訴訟法(昭和二十三年

法律第二百三十一号)の規定による司法警察職員

として職務を行う。

海上保安官及び海上保安官補は、第二十八条

の二第一項に規定する場合において、同項の離

する。

1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年五月一日法律第一

八号)抄

この法律中第一の規定は、日本国有鉄道法

(昭和二十三年法律第二百五十六号)施行の日

から、第二条の規定は、公布の日から施行す

る。

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行

する。

島における犯罪について、海上保安庁長官が警

察官長官に協議して定めるところにより、刑事

訴訟法の規定による司法警察職員として職務を

行う。

第二十八条 前条の場合において派遣された職員

は、その派遣を求めた行政庁の指揮を受けなければならぬ。

が所有し又は運航する船舶であつて非商業的

目的のみに使用されるものを除く。)と思料

される船舶であつて、かつ、海洋法に関する

国際連合規約第十九条に定めるところによる

無害通航でない航行を我が国の内水又は領海

において現に行つていると認められること

(当該航行に正当な理由がある場合を除く。)

二 当該航行を放置すればこれが将来において

繰り返し行われる蓋然性があると認められる

こと。

三 当該航行が我が国の領域内において死刑又

は無期若しくは長期三年以上の懲役若しく

は禁錮に当たる凶悪な罪(以下「重大凶悪犯

罪」という。)を犯すのに必要な準備のため

行われているのではないかとの疑いを払拭

することができないと認められることがで

きる。

四 当該船舶の進行を停止させて立入検査をす

ることにより知り得べき情報をに基づいて適確

な措置を尽くすのでなければ将来における重

大凶悪犯罪の発生を未然に防止することがで

きないと認められる。

第五条第二項に規定する標識若しくは海上保安

官の指揮監督を受け、港則に關する法令に規定する事務を掌る。

第二十二条 削除

第二十三条 海上保安庁の職員の服務に関する規

則は、国家公務員に関する法令に触れない範囲

内での、国土交通大臣が、これを定める。

第二十四条 航路標識を維持し、密貿易を防止

から港長を命ずる。

港長は、海上保安庁長官の指揮監督を受け、

港則に關する法令に規定する事務を掌る。

第二十五条 削除

この法律のいかなる規定も海上保安

庁の任務遂行に支障を生じない限度に

おいて、その船舶又は航空機の乗組員たる海上

保安官の職員に、国際平和協力業務を行わせ、

及び輸送の委託を受けてこれを実施させること

ができる。

第四章 補則

第二十九条 海上保安庁長官は、その職權(第二

十条第二項に規定するものを除く。)の一部を

所部の職員に委任することができる。

第三十条 海上保安庁長官に事故のあるとき、又

は、海上保安庁長官が欠けたときは、海上保安

順序により、臨時に海上保安庁長官の職務を行

う。

第三十一条 海上保安官及び海上保安官補は、海

上における犯罪について、海上保安庁長官の定

めるところにより、刑事訴訟法(昭和二十三年

法律第二百三十一号)の規定による司法警察職員

として職務を行う。

海上保安官及び海上保安官補は、第二十八条

の二第一項に規定する場合において、同項の離

する。

1 この法律は、昭和二十四年五月一日から施行する。

附 則 (昭和二十四年五月一日法律第一

八号)抄

この法律中第一の規定は、日本国有鉄道法

(昭和二十三年法律第二百五十六号)施行の日

から、第二条の規定は、公布の日から施行す

る。

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行

する。

附 則 (平成二四年九月五日法律第七一
号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八
号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定
一 公布の日